

**「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関連通達の一部改正案に関する意見公募の結果について**

令和6年12月  
国土交通省航空局安全部安全政策課

国土交通省では、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」、「危険物の判定基準等について」及び「危険物輸送に係る教育訓練について」の一部改正に関する意見公募を行ったところ、3件のご意見が寄せられました。

寄せられたご意見に対する当省の考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ご意見及びご意見に対する考え方

No	ご意見	国土交通省の考え方
1	先日、ポケットベルやトランシーバーを爆発物に仕上げた事件がありました。 航空機内でこのようなことが行われた場合、甚大な被害になることは明らかです。十分にご検討ください	ご意見ありがとうございます。 今回の改正案へのご意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
2	改正概要記載の下記内容について意見具申しますので精査の程何卒宜しくお願い致します。 3「危険物の危険性評価及び判定基準等について」(令和2年12月28日国空航第2826号)に係る一部改正 ①カテゴリーAのウイルスを移しやすい物質の例示のうち、サル痘ウイルスについては培養物に限定する変更。 上記について、サル痘は感染症法においてはエムポックスと名称が変更となった。 ICAO-TIIにおいてもMpoxの表現になっていると思われるが、本告示においては名称変更するお考えはありますでしょうか？	ご意見ありがとうございます。 危険物輸送においては、世界的に「サル痘ウイルス(Monkeypox virus)」の名称が引き続き使用されることとなっており、同通達における名称の変更はありません。ICAO-TIIにおいても同様となっております。 なお、明確化の観点から、同通達においては注釈として、「サル痘(Monkeypox)」は世界保健機構(WHO)により「エムポックス(mpox)」に改称された旨を規定します。
3	「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」、「危険物の危険性評価及び判定基準等について」及び「危険物輸送に係る教育訓練について」の一部改正案に対する意見 意見(該当箇所) ウ 容器及び包装等の基準の改正(別表第1備考3関係) 包装物の上面に対して所定の荷重を加えた場合に、電池の損傷がなく、輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないことの要件を追加。(966、967) (意見) 本件は 公布(予定): 令和6(2024)年12月中旬 施行(予定): 令和7(2025)年1月1日 の予定。 公布から施行まで実質0.5カ月の準備期間では対応できる案件とできない案件が発生するため、準備期間について考慮願いたい。	ご意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。

- 提出されたご意見の件数: 3件  
(提出ご意見数は、ご意見提出者数としています。)
- 頂いたご意見について一部要約しています。